

太閤秀吉と陰陽道闕職

木場明志

宮廷陰陽道は、中世を通じて賀茂氏（勘解由小路家）・安倍氏（土御門家）の両氏に伝えられてきていた。賀茂氏は戦国末期永祿八年（一五六五）の賀茂在富薨去を以て一挙に衰微断絶に向かうが、安倍氏は家系も連綿と続き、近世末に至るまで陰陽道宗家の地位にあった。しかし安倍氏とても存続の危機を経験しており、その第一は豊臣秀吉が太閤を称した時期における出来事であった。以下、それについて述べてみたい。

陰陽道安倍氏の家系は、戦国期頃より土御門家を称し、天正五年（一五七七）に土御門有脩が薨じ、あとを子息の久脩が十八歳で継職した。秀吉が実子鶴松の夭折に遭い、甥秀次に関白を譲り太閤となった天正十九年（一五九一）には、土御門久脩は三十二歳であった。久脩はわずか三歳で叙爵（従五位下）、十四歳で陰陽頭、そして二十一歳で天文博士となっている。これは、宮廷陰陽道の主要部分をなした暦道および天文道が、当時土御門家のみになえられている状況下で、しかも父有脩が病気がちであることも含めた、陰陽道断絶を恐れている正親町天皇の配慮が働いての早い昇進であった。しかし、天正八年（一五八〇）に天文博士となつた久脩について、『公卿補任』はその後を、無年紀で「出奔違武命」と記し、『系図纂要』も「違武命」と記している。そして、共に関ヶ原役直後の慶長五年（一六〇〇）十一月五日に宮廷再出仕を始めたとする。久脩の宮廷出仕のことは、『お湯殿上の日記』

では天正十八年（一五九〇）六月十四日条まで追うことができ、また天正十九年（一五九一）九月十三日付秀吉朱印状の現存からみて、この時までには中央に伺候していたと窺い得る。従って、「出奔違武命」のことは天正十九年九月十三日以降と考えられ、再出仕の慶長五年十一月五日までの九年二ヶ月が空白の時といえる。

ところで、関白秀次の右筆駒井勝重による『駒井日記』の文祿二年（一五九三）十二月二日条は、太閤秀吉が関白秀次の蔵入地尾張に前年に続き再検地を指令したことを載せている。秀次領尾張文祿再検地といわれるものであり、天正十年（一五八二）以降、秀吉により各地に検地が進められてはいたが、二年続きの、継続ならぬ再検地は殆ど例がなく、しかも秀吉の圧倒的主導による秀次領への再検地であった。この際に発された「尾州國中御置目」（文祿二年十一月廿八日付）を『駒井日記』は録しており、それは、尾張國中の田畠が荒れて衰微しているについて、秀吉生国であり放置できないとの内容を含む十ヶ条から成っている。そしてその第十条に注目すべき「陰陽師共在々へ可被遣事」との条文がある。更に十二月十四日条は、秀吉による十三ヶ条の「御詫寛」を記し、第十条は「算置共へ荒地之在所正こさせ荒地をおこし」云々と、先の「御置目」の陰陽師を在々へ遣すことが荒地の新田開発のためであることが述べられている。「算置」は、「唱門士」「声聞師」などと共に陰陽師の異称である。この「御詫寛」の第九条は、秀吉による小家族農民創出条項として著名である。すなわち、検地帳に名付されて、近世幕藩体制社会の年貢取納単位となった基本的家族形態を、積極的に産み出そうとするものであった。

かく駆り集められた陰陽師は、翌文禄三年（一五九四）三月十二日条では、京・堺・大坂から百九人・十人・八人の合計百二十七人であった。そして「其内過半者清須近之荒地又者太閤様御成之刻切々被_レ成_レ御覽_ニ候所へ専に陰陽師被_レ遣候へ」との方針であり、こうした所々の陰陽師を尾州へ集めて荒地耕作に当らせることは、「旧冬より太閤様被_レ仰出_ニ候」とあって、太閤自身の発案であった。また、この段階では集められた多数の陰陽師への割符沙汰が、未だ出されなくて迷惑しているとの陰陽師方よりの申入れがなされており、三月二十四日条において、「所々陰陽師尾州荒地江割符之帳面」が届いた。この時の陰陽師数は、京百八人（一人死亡のため）・堺十人・大坂六人（二人減、そして奈良陰陽師六人が加わり、合計百三十人（都合三人増）となっており、それらを、清須（清洲）より萩原（一宮市萩原）迄道通、清須より津島迄道通、清須より宮（熱田）迄道通、宮より津島迄道通、の四つに分けて、清須を中心とする重要地の道路沿いに割りつけた。尚、この時の陰陽師駆り出しは諸国に下知されたようで、例えば東国下総上代領内で、「太閤様よりめしよせられ候間」として陰陽師改めが行なわれている（『清洲町史』所引「家忠日記」）。

そこで、こうした太閤秀吉による陰陽師の尾張荒地新田開発の意味を考えねばならぬが、尾張における荒地開墾、堤防修築、清須町整備の秀吉三大政策の一翼をなす荒地開墾事業に際し、浮遊民たる陰陽師をその労働力として投入したとするのが通説であろう。三鬼清一郎「太閤検地と朝鮮出兵」（岩波講座『日本歴史』9所収）では、「秀吉は尾張領における荒無地の開発の際、全国から陰陽師声聞師など浮浪労働力を集め」たとし、広島広次「豊臣政権の尾張支配」（『清須町史』所収、近時刊行の『戦国大名論

集』18にも再収）は、総合的農業労働力不足状態に際し、「秀吉は積極的に他国からの労働力増をはかっている。その場合他国の農業労働力に支障をきたさないように不労働階級の転化をねらった」と述べ、それが陰陽師駆り集めであるとしている。また『愛知県史』（第一巻八章）は、浮遊労働力利用説、農民化説に加えて、「土地の測量等に必要な算置共は、荒地に移して開墾事業に従事せしめた」と、測量技術利用説を付加している。しかし、最も留意すべきは三鬼清一郎「田妻年貢三分一徴収と荒田対策」（『名古屋文学部研究論集』史学18所収）および「近世初期における普請について」（『同』史学30所収）に述べるところである。そこでは、文禄二年（一五九三）の「尾張國中御置目」には秀吉による給人知行権否定の動向が先駆的に見られるとし、「御置目」の主要眼目の一つは、荒地開墾を通じて関白秀次の権力削減を図ろうとのことであり、「事実上は秀次の直轄領となっている尾張に對して、秀吉が直接的な支配を及ぼそうという、文禄四年（一五九五）の「秀次事件」の前段階を劃すものとして知られ」ていることであるという。また、これに陰陽師を駆り出したのは、浮遊労働力の利用として現実役に立たせると共に、田地の普請たる新田開発に際して、「地の神を鎮め安定した生産が確保できることを祈願するため、彼等のもつ呪術的な威力に強い期待がかけられていた」と強調する。そして、「諸国の陰陽師に對する弾圧ともいべき尾張の開墾への強制使役と（土御門）久備の出奔とを結びつける確証は得られないが、時期的に重なり合っており、何らかの因果関係があるように思われる」とも述べている。

以上により、陰陽師尾張駆り集めことは、太閤秀吉と関白秀次との二元政権間の圧軌に関係があるであろうことが判る。そこ

で、先述の土御門久脩の消息不明期間について触れている、現今唯一の史料『風俗見聞録』（巻二）を掲げてみる。そこには、

豊臣殿下の世に欠所せられ、殊に文禄の頃、秀次卿騒動の時、土御門家の加りし事有し故、尾張国へ配流せられ、陰陽道は是國家を犯道也、治平の世にへ不益の物也と、兼て思ひ来れりと有て、陰陽道悉闕職せられしとき、其のち御当家（徳川家）の世に成て、御赦免を蒙り、聊食禄を給ハリ、土御門家再び職禄を起せし由

と、秀次事件に関係して尾張へ配流され、陰陽道は闕職させられたと伝えている。この史料は後世の伝聞史料であるから、従来ではこうした消息を伝えるものがあるという以上には使えなかったが、上述のことと符合するところがあり、相当の真実味を見出し得るのである。天正十七年（一五八九）五月の秀吉実子鶴松誕生、同十九年（一五九一）八月の三歳での夭折、それに伴う十二月の秀次への関白移譲。ところが二年後の文禄二年（一五九三）八月の秀吉第二子拾丸（秀頼）誕生、十月の拾丸に千姫を婚約者と定む、との進行により、秀吉と秀次との間がにわかに微妙となって、文禄四年（一五九五）七月の秀次高野山放逐、続く自殺強制となる。諸國陰陽師尾張駆り集めは文禄二年十月〜十二月からであり、当然、当時すでに畿内を中心とする陰陽師支配をある程度醸成していた土御門家も、この件で埒外に置かれたはずはない。ここに久脩の「違武命」が想起されるのであり、武命は武門による命、恐らくは陰陽師駆り出しのことであろう。しかし、それに違ったということとは応じなかったことと解され、ために絶対権力者秀吉

の不興を買って「出奔」、あるいは「尾張へ配流」という結果となつたものであろう。尾張万歳を行なう陰陽師の由緒を述べる中に、主家（土御門家）の尾張配流に同道してこの地に定住したを述べるものがあることも考慮すると、多分は久脩も尾張へ下つたものであろう。尚、何故浮遊労働力の中でも陰陽師が特に秀吉に眼をつけられたかを推察すれば、そもそもは土御門久脩が関白秀次の側にあって、拾丸誕生後に、例えば、陰陽道による拾丸呪咀の祈禱の如きを修したのであろうか、と考えることができる。かように考えると説明の筋道が立ってくる。すなわち、文禄二年十月〜十二月頃に呪咀の如き何らかがあったとして、即座に陰陽道を闕職として尾張へ駆り集めることがなされ、同時に土御門久脩が宮中から離され尾張へ配されたといひ得る。これにより、畿内の土御門家と関係の近い陰陽師が尾張へ集められていること、急拠集められたものの割符が下りず、当初よりの計画的施策とは考え難いこと、秀吉が通つたら見える街道筋道淵に配されていて、懲罰的色彩の濃いこと、などが理解できる。また、『風俗見聞録』の記事については、例えば、「陰陽道は國家を犯道也、治平の世にへ不益の物也と兼て思ひ来れり」と秀吉が言ったというが、久脩が國家を犯す程の大事を行なったということであり、治平の世にへ不益の物と言ひながら、『駒井日記』文禄三年（一五九四）四月十九日条では、拾丸の大坂より伏見への移徙についてひどく方角を気にし、このため移徙を来年に延引したことが四月廿一日・廿二日条に記されていることが注意される。むしろ吉凶に極端に気を遣っている現実であった。